

# 「(仮称) 札幌市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例(素案)」 に対する御意見の概要と札幌市の考え方

「(仮称) 札幌市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例(素案)」についていただいた御意見の概要と、それに対する札幌市の考え方は以下のとおりです。

なお、お寄せいただいた御意見は、その趣旨を損なわない程度に取りまとめ、要約して示しておりますことを御了承ください。

## 1 御意見募集の実施概要

### (1) 募集期間

令和元年(2019年)11月1日(金)から令和元年(2019年)12月2日(月)までの32日間

### (2) 御意見の提出方法

郵送、ファクス、電子メール、持参

### (3) 配布資料

(仮称) 札幌市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例(素案)

### (4) 資料の配付・公表場所

- ・札幌市役所本庁舎 2階(市政刊行物コーナー)、3階(保護自立支援課)
- ・各区役所市民部総務企画課広聴係
- ・各まちづくりセンター
- ・札幌市公式ホームページ

## 2 提出者及び御意見の内訳

### (1) 提出者数及び御意見の件数

ア 提出者数	3人
イ 御意見の件数	7件

### (2) 提出方法

ア 郵送	0人
イ ファクス	2人
ウ 電子メール	1人
エ 持参	0人

### (3) 意見内訳(素案の項目に沿って分類)

ア 事業範囲に関すること	0件
イ 基本方針に関すること	2件
ウ 設備に関すること	0件
エ 職員に関すること	2件
オ 運営に関すること	3件
カ サテライト型住居に関すること	0件
キ その他	0件

### 3 御意見の概要と市の考え方

#### (1) 基本方針に関すること

御意見の概要	市の考え方
<p>札幌市には無料低額宿泊所と類似する「支援付き住宅」が複数存在する。条例の施行により「支援付き住宅」は無料低額宿泊所に該当する可能性が高い。</p> <p>条例では無料低額宿泊所は「一時的な居住の場」として位置づけられているが、「支援付き住宅」は終の住みかとして運営されてきた経緯がある。条例の施行後はこの点を十分に配慮し運用してほしい。</p>	<p>素案では無料低額宿泊所が基本的に一時的な居住の場であるとしておりますが、入居者の状況は様々であること等から、一律に入居期間を限定するものではありません。</p> <p>御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>無料低額宿泊所が地域との結び付きを重視した運営を行うことができるよう、各地域の町内会や住民に説明会を実施してほしい。</p>	<p>各地域の町内会や住民への説明は、入居者が地域の住民として生活することになる無料低額宿泊所が主体的に実施することを想定しております。</p>

#### (2) 職員に関すること

御意見の概要	市の考え方
<p>素案では「施設長は社会福祉士等の資格を有する者、社会福祉事業等に2年以上従事した者等でないといけない」となっている。利用者を支援するに当たっては必要な要件と考えるが、職場の定着や人材確保という点で課題があり、要件を満たすまで一定の猶予期間が必要と考える。</p>	<p>職員（施設長含む。）の資格要件は、無料低額宿泊所の入居者の適正な処遇を確保するために定めており、基本的に資格要件を満たさない者が施設長に就くことは想定しておりません。</p> <p>なお、施設長の資格要件である「社会福祉事業等に2年以上従事した者等」については、社会福祉法に規定する社会福祉事業において業務に従事した者のほか、生活困窮者自立支援法に基づく事業に従事した者、老人福祉法に規定する有料老人ホーム及び高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅において業務に従事した者、「社会福祉施設の長の資格要件について」（昭和53年2月20日社庶13号厚生省社会局長、児童家庭局長通知）に基づく施設長資格認定講習会の課程を修了した者を含むことを想定しております。</p>
<p>施設長の資格要件には、住宅確保要配慮者居住支援法人での業務従事経験が含まれるべきであると考えられる。</p>	<p>このうち施設長資格認定講習会の課程については、施設長の急な退職等の特別の事情がある場合には、施設長就任後の修了でもやむを得ないものとして取り扱う考えです。</p>

### (3) 運営に関すること

御意見の概要	市の考え方
<p>札幌市の「支援付き住宅」はアパート借上げ型が主流であり、敷金・謝金等を入居の際、受領できなくなることは、団体の自己資金の負担で原状回復を行うことになり運営が厳しくなる。補填は、月々の施設利用料を値上げするしか方法がなく、利用者の負担増加につながることから、敷金・謝金等の受領について代替案や市独自の団体支援なども含め検討をお願いしたい（その他同様の意見が1件）。</p>	<p>「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について」（令和元年9月10日社援発0910第3号厚生労働省社会・援護局長通知）では、無料低額宿泊所の整備、改修等に要した費用、修繕費や建物の管理に要する人件費等の維持管理費、保険料、家賃及び地代等に相当する金額は、入居者から受領する居室使用料の中で合理的に算定することとされております。</p>
<p>札幌市はアパートタイプでの支援形態が多く、入居時の一時金がなければ退去後の修繕に費用を要し運営が困難になる。例えばアパートタイプの場合のみ一時金を認める、入居時に退去時清掃料や修繕費先払いなどの一時金を認める、退去時の修繕費を生活保護費から支給する等の検討をお願いしたい。</p>	<p>このため、無料低額宿泊所の事業者が入居に当たっての金品を受領することは適当ではないと考えております。</p> <p>御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>